

議案第11号

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例の制定について

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月27日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する
条例

養父市コミュニティセンター設置及び管理条例（平成16年養父市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表おおやコミュニティセンター「大屋市場公民館」の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第11号 養父市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行		改 正 案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
上箇コミュニティセンター	養父市上箇278番地	上箇コミュニティセンター	養父市上箇278番地
広谷地域福祉コミュニティセンター	養父市十二所889番地 1	広谷地域福祉コミュニティセンター	養父市十二所889番地 1
十二所いきがい福祉センター	養父市十二所1156番地	十二所いきがい福祉センター	養父市十二所1156番地
おおやコミュニティセンター「大屋市場 公民館」	養父市大屋町大屋市場127番地 <u>2</u>		
南谷コミュニティセンター	養父市大屋町宮本545番地 1	南谷コミュニティセンター	養父市大屋町宮本545番地 1
木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野399番地 1	木の香る浅野校区コミュニティセンター	養父市浅野399番地 1
十二所一区交流促進センター	養父市十二所387番地 1	十二所一区交流促進センター	養父市十二所387番地 1